

平成29年4月

各 位

阿賀町役場総務課

建設工事に係る前払率の変更について

平成29年4月1日以降に契約を締結する建設工事に係る前払率について、従前の積上げ方式による算定を、一定率による算定に改めたのでお知らせします。

この件に関し、不明な点等がありましたら、阿賀町役場総務課行政係までお問い合わせください。

記

1. 適用する工事 契約金額が500万円以上となる建設工事で、入札公告又は指名通知書等において、前金払が「あり」となっている工事
2. 前金払の率 契約金額に係わず、一律40%とします。
3. 算定方法 前払金の限度額＝契約金額×40%
(ただし、10万円未満の金額は切り捨てるものとします。)

問合せ先

阿賀町役場総務課 行政係

TEL 0254-92-3113

FAX 0254-92-5479

(参考)

1 新旧対照表

新 (H29. 4. 1以降適用)	旧
【前払金の限度額の算定方法】 契約金額の10分の4 (10万円未満切捨)	【前払金の限度額の算定方法】 次の区分に応じそれぞれ算定した額の合算額 ((①+②+③の額) 10万円未満切捨) 契約金額が ①500万円～3,000万円まで ……10分の4 ②3,000万円～1億円の部分 ……10分の3 ③1億円以上の部分 ……10分の2

2 計算例

(1) 契約金額が2,500万円の工事

新 (H29. 4. 1以降適用)	旧
前払限度額=2,500万円×40% =1,000万円	前払限度額=2,500万円×40% =1,000万円

(2) 契約金額が5,000万円の工事

新 (H29. 4. 1以降適用)	旧
前払限度額=5,000万円×40% =2,000万円	前払限度額=1,200万円+600万円 =1,800万円 (①+②) ①3,000万円×40%=1,200万円 ②2,000万円×30%=600万円

(3) 契約金額が1億2,000万円の工事

新 (H29. 4. 1以降適用)	旧
前払限度額=12,000万円×40% =4,800万円	前払限度額=1,200万円+2,100万円+400万円 =3,700万円 (①+②+③) ①3,000万円×40%=1,200万円 ②7,000万円×30%=2,100万円 ③2,000万円×20%=400万円